

岡山空港ゴルフコース友の会会則

吉備ゴルフクラブ株式会社
岡山空港ゴルフコース

(名称)

第1条 この会の名称は「岡山空港ゴルフコース友の会」（以下「友の会」といいます）とします。

(目的及び運営)

第2条 友の会は、岡山空港ゴルフコース（以下「当コース」といいます）を利用するお客様の、ゴルフを通じての健康の増進と会員相互の親睦を図ることを目的とします。友の会の運営は当コース（吉備ゴルフクラブ株式会社）が行います。

(特典)

第3条 会員の特典は次の通りです。

1. プレーフィ어의割引。
2. チェックイン（受付時署名省略）機能付きポイントカードの発行。ポイントカード特典については別途定める利用規約によります。
3. 会員限定競技会への参加。
4. 当コース所属選手として所定の競技会等への参加。
5. 行事予定の送付等、その他各種会員限定サービスの享受。

(期間)

第4条 会員の期間は、入会申込日及び更新申込日より1年間とします。

(会員契約の成立及び入会・更新の拒絶)

第5条 会員契約は、入会申込に対して当コースが入会を承諾したときに成立します。ただし、当コースは入会希望者が以下に掲げる事由のいずれかに該当することが判明した場合、入会希望者の入会を承諾しないことがあります。入会をお断りする場合、その理由は申し上げます。予めご了承ください。

1. 入会希望者が実在しない場合。
2. 入会希望者が既に会員になっている場合。
3. 入会希望者が過去に本会則違反等により、会員資格を停止され、または抹消されている場合。
4. 入会希望者が申し込みの際に当コースに届け出た事項に、虚偽、誤記または記入の漏れがあった場合。
5. 入会希望者が暴力団、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）及び反社会的勢力の構成員またはその関係者（以下「反社構成員等」といいます）である場合。
6. 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させた場合。
7. 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる場合。
8. 公共の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行ったり、行う恐れがあると認められる場合。
9. 偽名または他人名義で予約、署名、入会申し込み、更新手続きを行った場合。
10. ゴルフの本質と精神に照らし、著しく反する行為を行った場合。
11. その他、入会希望者を会員とすることを不適切と当コースが独自の裁量に基づき判断した場合。

(入会及び更新手続き)

第6条 入会及び更新の手続きは次の通りとします。

1. 入会及び更新の手続きは、会則を理解の上、本人が直接フロントで行ってください。
2. 会費は持参いただくか、または所定の金融機関に振り込み願います。入金または振り込みをもって手続きが完了したものとします。なお、振り込み後は当コースへご連絡願います。
3. 会員期間を終了してからの更新は、再度登録手続きをしていただくことがあります。
4. 新規入会特典は初回の1回のみとし、継続及び一度会員期間が終了してからの更新時には適用されません。

(退会命令・会員資格停止)

第7条 利用者について次の各号に掲げる事由が1つでも生じたときは、当コースは利用者に対し退会を命じ、あるいは一定期間利用を停止することができます。利用を停止されている間は、当コースが提供するすべてのサービスを利用することはできません。この場合、納入された会費は返還しません。

1. 会費の納入が行われなかったとき。
2. 利用申し込み等に当たって当コースに対して提供した情報が虚偽であったことが判明したとき。
3. 約款に定める内容に違反する行為を行い、当コースよりその是正を求められたが、直ちにこれに応じなかったとき。
4. ケンカ、他の利用者とトラブルを生じたとき。
5. 前号のほか、他の利用者の迷惑となる恐れがあると判断されるとき。
6. 当コースもしくは当コースの従業員（役員を含みます）または関連会社の名誉ないし信用を毀損する言動、インターネット上での書き込み等を行ったとき。

(会員サービスの提供の停止または中止)

第8条 機器の故障、新たな法律の制定、関係法令の改廃、社会情勢の変化、新たなサービスの拡充または縮小、その他諸般の事情により、当コースは、会員に対して予告することなく、サービスの提供を一時停止し、あるいはその提供そのものを中止することがあります。これらにより、万一会員が損害を被ることがあっても、当コースはその損害を賠償する責任を負いません。

(会費)

第9条 会費は次の通りとします。

1. 年会費は10,000円（消費税別途）とします。なお、振り込みの場合は手数料を負担願います。
2. 会費額は変更する場合があります。

(会則の改定と適用)

第10条 会則は改定する場合があります。その場合、改定会則は改定日よりの適用となります。

平成13年9月 1日施行
平成20年4月 1日改定
平成26年1月20日改定
平成29年2月 3日改定